

宮城県公報

発行 宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

ページ

- 理容師法施行細則の一部を改正する規則 (食と暮らしの安全推進課) 一
- 美容師法施行細則の一部を改正する規則 () 二
- 民間非営利活動施設の管理に関する規則の一部を改正する規則 (共同参画社会推進課) 三
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (子育て支援課) 四

告 示

- 平成十七年宮城県告示第五百九十四号(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示)の一部改正 (情報政策課) 四
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者) (農林水産経営支援課) 四
- 林業種苗生産事業者の登録 (森林整備課) 四
- 保安林の指定の予定 () 四
- 海岸保全区域の変更 (水産業基盤整備課) 五
- 漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定 () 五
- 道路の区域変更(三件) (道路課) 六
- 道路の供用開始(二件) () 六
- 廃川敷地等の発生 (河川課) 七
- 都市計画変更案の縦覧 (都市計画課) 七
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可 () 七
- 土地改良区の定款変更の認可 (仙台地方振興事務所) 八

公 告

○ 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教育庁高校教育課) 八

人事委員会

- 人事委員会規則二一三(人事委員会事務局組織規則)の一部を改正する規則 八
- 人事委員会規則七一十四(期末手当)の一部を改正する規則 八
- 人事委員会規則七一二十(退職手当の支給)の一部を改正する規則 八
- 人事委員会規則七一四十一(初任給調整手当)の一部を改正する規則 九
- 人事委員会規則七一五十三(地域手当)の一部を改正する規則 一〇
- 人事委員会規則七一六六(単身赴任手当)の一部を改正する規則 一一
- 人事委員会規則九一一(職務に専念する義務の特例に関する規則)の一部を改正する規則 一一
- 人事委員会規則九一八(職員の分限に関する規則) 一一
- 人事委員会規則一一一(不利益処分についての不服申立てに関する規則)の一部を改正する規則 一二
- 人事委員会規則一一三(職員の苦情相談に関する規則)の一部を改正する規則 一二
- 人事委員会細則一一一一(不利益処分についての不服申立てに関する規則)の一部を改正する規則 一三
- 人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 一三
- 定期監査の結果の公表 一四
- 行政監査の結果の公表 一七

監査委員

規 則

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年二月二十六日

宮城県規則第三号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則(昭和三十三年宮城県規則第八号)の一部を次のように改正する。
様式第一号中

宮城県知事 村 井 嘉 浩

備考	1	理容師については、理容師免許証原本の確認を受け、結核、皮膚疾患、その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書を添えること。	・	・
	2	法第11条の4第1項に規定する理容所を開設しようとするときは、当該理容所の管理理容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類（講習会課程修了証書の写し又は講習会課程修了証明書）を添えること。	・	・
	3	開設者が外国人のときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）を添えること。	・	・

を

美 容 所	名 称		・	・
	開 設 予 定 年 月 日	年 月 日	・	・

に定める。

備考	1	省令第19条第1項第8号に該当する場合は現に開設されている美容所の名称を、同項第9号に該当する場合は美容師法第11条第1項の届出がされている美容所の開設予定年月日を記載すること。		
	2	理容師については、理容師免許証原本の確認を受け、結核、皮膚疾患、その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書を添えること。		
	3	法第11条の4第1項に規定する理容所を開設しようとするときは、当該理容所の管理理容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類（講習会課程修了証書の写し又は講習会課程修了証明書）を添えること。		
	4	開設者が外国人のときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）を添えること。		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の理容師法施行細則の規定による様式第一号び取扱ひ上巻しく文障のないうものについて、
は、当分の間、改正後の理容師法施行細則の規定によるものとみなす。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月二十六日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和三十三年宮城県規則第九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中

備	1	美容師については、美容師免許証原本の確認を受け、結核、皮膚疾患、その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書を添えること。	・	・
	2	法第12条の3第1項に規定する美容所を開設しようとするときは、当該美容所の管理美容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類（講習会課程修了証書の写し又は講習会課程修了証明書）を添えること。	・	・

を

考	ること。 3 開設者が外国人のときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り）を添えること。	・	・
---	--	---	---

備 考	理 容 所		こころ。
	名 称	開 設 予 定 年 月 日	
1 省令第19条第1項第8号に該当する場合は現に開設されている理容所の名称を、同項第9号に該当する場合は理容師法第11条第1項の届出がされている理容所の開設予定年月日を記載すること。 2 美容師については、美容師免許証原本の確認を受け、結核、皮膚疾患、その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書を添えること。 3 法第12条の3第1項に規定する美容所を開設しようとするときは、当該美容所の管理美容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類（講習会課程修了証書の写し又は講習会課程修了証明書）を添えること。 4 開設者が外国人のときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り）を添えること。	年 月 日	・	・

附 則
(施行期日)

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の美容師法施行細則の規定による様式第一号で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の美容師法施行細則の規定によるものとみなす。

民間非営利活動施設の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年二月二十六日

○宮城県規則第五号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

民間非営利活動施設の管理に関する規則の一部を改正する規則
民間非営利活動施設の使用に関する規則（平成十六年宮城県規則第百六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第二十五条」を「第二十四条」に改める。

第六条の表第十條第一項の項中

「第三十條第一項」を

「第二十五条」に改め、同表に次のように加える。

第十三条第五項	
貸付けを受けた者	使用の許可を受けて当該民間非営利活動施設を使用する者
第一項及び第三項	第六条の規定により読み替えて準用する第十三条第一項及び第三項
貸付けを受ける者	使用の許可を受けて当該民間非営利活動施設を使用する者

第十条第一項中「第三十條第一項」を「第二十五条」に改める。

第十一条第二項中「第三十條第二項」を「第三十條」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

- 知事は、民間非営利活動施設の貸付けを受けた者が、第一項及び第三項の期間の満了後も引き続き当該民間非営利活動施設を使用することにつき当該民間非営利活動施設の管理に支障がないと認められるときは、新たに当該民間非営利活動施設の貸付けを受ける者が使用を開始する日の一月前までに限り、当該各項の期間を延長することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五号、第四十五条第九号及び第七十九条第八号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第四百四十三号

平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部を次のように改正し、平成二十八年二月二十六日から施行する。

平成二十八年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 6中「第五十三条第四十四項及び第四十五項」を「第五十三条第三十八項及び第三十九項」に改める。

○宮城県告示第四百四十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区内特定 養殖業者数
宮城県第 百六加入 区	平成十九年宮 城告示第三 百八十八号 （漁業災害補 償法に基 づく漁業加 入区の設定 に係る協 定）	平成二十八年 二月十五日	牡鹿郡女川町指ヶ浜字 指ヶ浜二十一―三 大川清一 牡鹿郡女川町指ヶ浜字 指ヶ浜二十六 鈴木浩勝	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年 令第二百九 十号）第十八 条の四に規定 するほたて貝 養殖業	六人

○宮城県告示第四百四十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

平成二十八年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称及び 所在地	登録年月日
		種 穂	苗木		
宮城第二 百八十六 号	守屋木材株式会社 仙台市宮城野区原町六 丁目一番十六号		幼苗の育 成 の苗木の 育成	守屋木材株式会社白 沢工場 仙台市青葉区上愛子 字大道十二―一	平成二十八年 二月十八日

○宮城県告示第四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所
大崎市鳴子温泉鬼首字上岩入一、一二の四、一三の三三、二〇の一、三九の一、字下岩入一五、五〇、字岩入向四二の一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備

仙台湾沿岸	渡波漁港	赤堀地区海岸	平成二十八年二月二十六日宮城県告示第百四十七号により海岸保全区域として指定した石巻市赤堀地区の渡波漁港海岸保全区域のうち渡波漁港区域に接する区域
-------	------	--------	--

○宮城県告示第百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 山下停車場線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
	前	後		
巨理郡山元町山寺字頭無二六一番一地先から 同郡同町浅生原字南山下四九番五地先まで	五・五 一三・五	一〇・五 二七・〇	一、九〇三・〇	一、九〇三・〇

○宮城県告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）	備考
-------	-------	-------------	-------------	----

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）	備考
	前A	後B			
牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神二〇七番二地先から 同郡同町小乗浜字小乗二九番七地先まで	七・〇 五六・四	七・〇 五六・四	一、二六〇・二	一、一七〇・一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）	備考
	前A	後B			
本吉郡南三陸町志津川字小森六二番四地先から 同郡同町志津川字小森四一番三地先まで	一一・〇 一六・〇	九・五 二三・〇	二九〇・〇	二七二・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

黒川郡大和町吉田字北要害三番地の一
三 設立認可の年月日

平成十三年十一月五日

四 変更認可の年月日

平成二十八年二月二十四日

○宮城県告示第百五十七号

名取土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十八年二月十八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十八年二月二十六日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油（JIS一種一号）二百キロリットル

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十七年十二月二十二日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社アイザワ 塩釜市新浜町一―一十三

五 落札金額 一千四百六十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十七年十一月二十七日

人 事 委 員 会

人事委員会規則二二三（人事委員会事務局組織規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月二十六日

宮城県人事委員会

○人事委員会規則二一三―十一

人事委員会規則二一三（人事委員会事務局組織規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）に基づき、人事委員会規則二一三（人事委員会事務局組織規則）の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―十四（期末手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―十四―二十八

人事委員会規則七―十四（期末手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―十四（期末手当）の一部を次のように改正する。

第六条の六の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―二十（退職手当の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―二十一―十四

人事委員会規則七―二十一（退職手当の支給）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）に基づき、人事委員会規則七―二十一（退職手当の支給）の一部を次のように改正する。

様式第八号（表面）中「60日」を「3か月」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「裁決又は決定」

を「審査請求」に、「裁決又は決定」を「審査請求」に改める。

を「裁法」に改め、同様式(裏面)備考1中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第九号(表面)中「60日」を「3か月」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「裁法又は決定」を「裁法」に改め、同様式(裏面)備考1中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第十号(表面)中「60日」を「3か月」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「裁法又は決定」を「裁法」に改め、同様式(裏面)備考中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第十一号(表面)中「60日」を「3か月」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「裁法又は決定」を「裁法」に改め、同様式(裏面)備考中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第十二号(表面)中「60日」を「3か月」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「裁法又は決定」を「裁法」に改め、同様式(裏面)備考中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第十三号(表面)中「60日」を「3か月」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「裁法又は決定」を「裁法」に改め、同様式(裏面)備考中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第十四号(表面)中「60日」を「3か月」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「裁法又は決定」を「裁法」に改め、同様式(裏面)備考中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第十五号(表面)中「60日」を「3か月」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「裁法又は決定」を「裁法」に改め、同様式(裏面)備考中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第十七号(表面)中「60日」を「3か月」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「裁法又は決定」を「裁法」に改め、同様式(裏面)備考1中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第十八号(表面)中「60日」を「3か月」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「裁法又は決定」を「裁法」に改め、同様式(裏面)備考1中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―四十一(初任給調整手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―四十一―二十四

人事委員会規則七―四十一(初任給調整手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―四十一(初任給調整手当)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 給与条例第九条の二第二項第三号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表又は医療職給料表(□)の適用を受ける職員の職で獣医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

第三条を次のように改める。

(職員の範囲)

第三条 給与条例第九条の二第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。

一 前条第一項に規定する職に採用された職員であつて、その採用が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から三十五年を経過するまでの期間(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者にあつては、人事委員会の定めるこれに準ずる期間。以下「経過期間」という。)内に行われたもの

二 前条第二項に規定する職に採用された職員(獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)に規定する獣医師免許証を有する者に限る。)であつて、その採用が大学卒業の日から十五年を経過するまでの期間内に行われたもの

第四条第一号中「第二条」を「第二条第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同条第二号中「前条」を「前条第一号」に、「第二条」を「第二条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

三 前条第二号に規定する期間内に新たに第二条第二項に規定する職を占めることとなつた職員
第五条及び第六条中「三十五年」の下に「第二条第二項に規定する職を占める職員にあつては、十五年」を加える。

第八条中「経過期間」の下に「(第二条第二項に規定する職を占める職員にあつては、第三条第二号に規定する期間)」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

期間の区分	職員の区分			2項職員 円
	1種 円	1項職員 2種 円	3種 円	
1年未満	413,300	367,600	307,800	35,000
1年以上 2年未満	413,300	367,600	307,800	33,000
2年以上 3年未満	413,300	367,600	307,800	31,000
3年以上 4年未満	413,300	367,600	307,800	29,000
4年以上 5年未満	413,300	367,600	307,800	27,000
5年以上 6年未満	413,300	367,600	307,800	25,000
6年以上 7年未満	413,300	367,600	307,800	23,000
7年以上 8年未満	413,300	367,600	307,800	21,000
8年以上 9年未満	413,300	367,600	307,800	19,000
9年以上 10年未満	413,300	367,600	307,800	17,000
10年以上 11年未満	413,300	367,600	307,800	15,000
11年以上 12年未満	413,300	367,600	307,800	13,000
12年以上 13年未満	413,300	367,600	307,800	11,000
13年以上 14年未満	413,300	367,600	307,800	9,000
14年以上 15年未満	413,300	367,600	307,800	7,000
15年以上 16年未満	413,300	367,600	307,800	
16年以上 17年未満	408,900	363,600	304,500	
17年以上 18年未満	404,500	359,600	301,200	
18年以上 19年未満	400,100	355,600	297,900	
19年以上 20年未満	395,700	351,600	294,600	
20年以上 21年未満	391,300	347,600	291,300	
21年以上 22年未満	371,900	330,700	277,500	
22年以上 23年未満	352,100	313,500	263,500	
23年以上 24年未満	332,800	296,800	250,000	
24年以上 25年未満	313,400	279,900	236,100	
25年以上 26年未満	293,900	263,000	222,400	
26年以上 27年未満	271,200	242,200	204,800	
27年以上 28年未満	249,000	221,800	187,700	
28年以上 29年未満	226,600	201,400	170,400	
29年以上 30年未満	203,800	180,600	152,800	
30年以上 31年未満	179,000	158,700	134,800	
31年以上 32年未満	154,100	136,800	116,500	
32年以上 33年未満	129,500	115,100	98,600	
33年以上 34年未満	91,400	83,200	72,600	
34年以上 35年未満	56,100	53,400	48,300	

備考

- この表において期間の区分に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七—五十三（地域手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七—五十三—二十三

人事委員会規則七—五十三（地域手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七—五十三（地域手当）の一部を次のように改正する。

第九条第一号を次のように改める。

- 職員がその在勤する地域若しくは公署を異にする異動又はその在勤する公署の移転の日の前日に在勤していた給与条例第十一条の二第一項に規定する地域又は公署（以下この条及び次条において「地域手当支給地域等」という。）に引き続き六箇月を超えて在勤していない場合であつて、地域手当支給地域等又は第六条に規定する公署（以下この条及び次条において「特別移転公署」という。）に引き続き六箇月を超えて在勤していたとき。

第九条第二号中「（職員が在勤していた期間においてみなし特別支給割合が給与条例第十一条の二第一項の表中五級地に掲げる支給割合以上となる公署に限る。）」を削り、同条に次の一項を加える。

- 給与条例第十一条の五第一項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 前項第一号に掲げる場合 当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から六箇月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間（次号において「対象期間」という。）に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等（特別移転公署を除く。）若しくは特別移転公署（同日に在勤していたものを除く。）に係る給与条例第十一条の二第二項の表に定める割合又はみなし特別支給割合（第八条に規定する地域手当の支給割合をいう。次号及び次条において同じ。）のうち最も低い割合

- 前項第二号に掲げる場合 適用日前の国家公務員等として勤務していた期間を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は対象期間に在勤していたこととなる当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等（特別移転公署を除く。）若しくは特別移転公署（同日に在勤して

いたものを除く。)に係る給与条例第十一条の二第二項の表に定める割合又はみなし特例支給割合のうち最も低い割合

附則第三項及び第四項中「第九条第二号」を「第九条第一項第二号」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―百六(単身赴任手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則七―百六―十二

人事委員会規則七―百六(単身赴任手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―百六(単身赴任手当)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「六千円」を「八千円」に改め、同項第二号中「一万三千円」を「一万六千円」に改め、同項第三号中「二万円」を「二万四千円」に改め、同項第四号中「二万六千円」を「三万二千円」に改め、同項第五号中「三万三千円」を「四万円」に改め、同項第六号中「三万八千円」を「四万六千円」に改め、同項第七号中「四万三千円」を「五万二千円」に改め、同項第八号中「四万八千円」を「五万八千円」に改め、同項第九号中「五万三千円」を「六万四千円」に改め、同項第十号中「五万八千円」を「七万円」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則九―一(職務に専念する義務の特例に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則九―一―四

人事委員会規則九―一(職務に専念する義務の特例に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第八号)に基づ

き、人事委員会規則九―一(職務に専念する義務の特例に関する規則)の一部を次のように改正する。第一条第五号中「不服申立」を「審査請求」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則九―一八(職員の分限に関する規則)をここに公布する。

平成二十八年二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則九―一八

職員の分限に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、職員の分限に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第五十一号。以下「条例」という。)第六条の規定に基づき、職員の分限に関し必要な事項を定めるものとする。

(休職期間の通算)

第二条 任命権者は、条例第四条第一項に規定する期間の計算に当たっては、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項第一号に掲げる場合に該当することを理由として職員を休職する場合において、当該職員に対しこれまで当該休職に係る心身の故障と同一であると認められる心身の故障により一以上の休職(以下「先の休職」という。)をしたときは、それぞれの先の休職の期間(その期間を延長した場合にあっては、その延長された期間をいう。以下同じ。)が連続し、又はそれらの間の期間が百八十日以内で連続している場合であって、直近の先の休職から復職した後百八十日以内に当該職員を休職するときその他の先の休職の事由とされた心身の故障が継続していると認められるとして当該職員を休職するときに限り、当該職員の休職の期間(その期間を延長する場合にあっては、その延長後の期間)に先の休職の期間を通算することができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日に行われる休職の処分に係る期間及び休職の期間の延長の処分に係る期間の計算から適用するものとし、施行日前行われた休職の処分に係る期間及び休職の期間の延長の処分により延長された期間については、第二条の

規定による期間の通算の対象としない。

人事委員会規則十一（不利益処分についての不服申立てに関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則十一―二

人事委員会規則十一（不利益処分についての不服申立てに関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第八条第五項の規定に基づき、人事委員会規則十一（不利益処分についての不服申立てに関する規則）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規則

第一条中「地方公務員法」を「地方公務員法」に改め、「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）を削る。

第二条第一項中「又は異議申立人（以下「不服申立人」という。）を削り、同条第二項中「異議申立てをする者を異議申立人」と改める。

第四条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二節の節名を次のように改める。

第二節 審査請求

第五条の見出しを「審査請求」に改め、同条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書（以下「不服申立書」という。）を削り、同条第二項中「不服申立書」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第九号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第四項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第六条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立の」を「審査請求の」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

に改め、同条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第七条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第五項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第八条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「口答審理」を「口頭審理」に改める。

第九条第一項及び第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第十二条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は決定（以下「判定」という。）を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項及び第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十三条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十四条の見出しを「（裁決）」に改め、同条第一項中「判定を」を「裁決を」に改め、「又は決定書（以下「判定書」という。）を削り、同条第二項中「判定書」を「裁決書」に改め、同項第一号及び第三号中「判定」を「裁決」に改め、同条第三項中「判定書」を「裁決書」に、「判定に」を「裁決に」に改める。

第十五条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第十六条第一項第一号及び第三号、同条第二項並びに同条第四項第二号中「判定」を「裁決」に改める。

第二十条第一項中「判定」を「裁決」に改める。

第二十二条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にされた処分に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

人事委員会規則十一―三（職員の苦情相談に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則十一―三―一

人事委員会規則十一三（職員の苦情相談に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第八条第五項の規定に基づき、人事委員会規則十一三（職員の苦情相談に関する規則）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

○人事委員会細則十一一一（不利益処分についての不服申立てに関する細則）の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年二月二十六日

宮城県人事委員会事務局長 谷 関 邦 康

人事委員会細則十一一一（不利益処分についての不服申立てに関する細則）の一部を改正する細則

人事委員会規則十一一（不利益処分についての不服申立てに関する規則）に基づき、人事委員会細則十一一一（不利益処分についての不服申立てに関する細則）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する細則

第一条中「不利益処分についての不服申立てに関する規則、」を「不利益処分についての審査請求に関する規則。」に改め、「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）」を削る。

第二節の節名を次のように改める。

第二節 審査請求

第三条中「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

第八条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十三条第一項第五号中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同項第六号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同項第八号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立理由」を「審査請求理由」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「年（不）第 号事案」を「年（審）第 号事案」に改める。

様式第三号中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第四号中「不服申立書記載事項変更届」を「審査請求書記載事項変更届」に、「不服申立人」

を「審査請求人」に、「不服申立書の」を「審査請求書の」に改める。

様式第五号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第六号、様式第七号及び様式第八号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「年（不）第 号事案」を「年（審）第 号事案」に改める。

様式第九号中「不服申立人（代理人）」を「審査請求人（代理人）」に、「年（不）第 号事案」を「年（審）第 号事案」に、「不服申立人（処分者）」を「審査請求人」に改める。

様式第十号中「不服申立取下書」を「審査請求取下書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「一部」と「一部」とに改める。

様式第十一号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「年（不）第 号事案」を「年（審）第 号事案」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第十二号及び様式第十三号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「年（不）第 号事案」を「年（審）第 号事案」に改める。

様式第十九号中「年（不）第 号事案」を「年（審）第 号事案」に、「判定」を「裁決」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この細則の施行前にされた処分に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

○宮城県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局処務規程（昭和五十年宮城県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二種の項第十三号を次のように改める。

十三 不利益処分審査請求審査

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

監査委員

○宮城県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成27年9月
から12月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成28年2月26日

宮城県監査委員	中	山	耕	一
宮城県監査委員	坂	下	賢	
宮城県監査委員	工	藤	鏡	子
宮城県監査委員	成	田	由	加里

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関

監査実施日

○総務部

地方機関

仙台北県税事務所（選挙管理委員会仙台北地方支局を含む。）

11月17日

東部県税事務所（選挙管理委員会東部地方支局を含む。）

11月10日

東部県税事務所登米地域事務所

11月10日

消防学校

11月4日

○震災復興・企画部

地方機関

東京事務所

11月27日

○環境生活部

地方機関

保健環境センター

11月26日

原子力センター

11月4日

○保健福祉部

地方機関

仙台保健福祉事務所

11月26日

北部保健福祉事務所栗原地域事務所

10月30日

東部保健福祉事務所

11月10日

東部保健福祉事務所登米地域事務所

10月22日

子ども総合センター

10月28日

中央児童相談所

10月19日

女性相談センター

11月26日

リハビリテーション支援センター

10月28日

精神保健福祉センター

10月6日

○経済商工観光部

地方機関

大阪事務所

11月19日

産業技術総合センター

11月17日

仙台高等技術専門学校

11月26日

石巻高等技術専門学校

10月27日

気仙沼高等技術専門学校

10月13日

○農林水産部

地方機関

農業大学校

10月13日

農業・園芸総合研究所

10月13日

古川農業試験場

9月14日

畜産試験場

10月20日

林業技術総合センター

9月4日

水産技術総合センター

11月17日

○土木部

地方機関

仙台塩釜港湾事務所

11月6日

石巻港湾事務所

10月30日

中南部下水道事務所

12月2日

東部下水道事務所

10月19日

仙台地方ダム総合事務所

9月24日

大崎地方ダム総合事務所

10月20日

栗原地方ダム総合事務所

10月30日

仙台港背後土地区画整理事務所

11月25日

○教育庁

地方機関

大河原教育事務所	11月12日
北部教育事務所	10月14日
志津川自然の家	10月14日
塩釜高等学校	11月25日
古川高等学校	12月4日
築館高等学校	12月2日
気仙沼高等学校	11月16日
宮城第一高等学校	10月27日
名取高等学校	12月18日
岩ヶ崎高等学校	11月19日
佐沼高等学校	11月24日
登米高等学校	10月6日
志津川高等学校	10月14日
多賀城高等学校	11月25日
名取北高等学校	10月27日
泉松陵高等学校	10月7日
宮城広瀬高等学校	11月16日
気仙沼西高等学校	12月10日
柴田高等学校	12月16日
富谷高等学校	10月7日
蔵王高等学校	10月20日
貞山高等学校	12月21日
田尻さくら高等学校	10月6日
黒川高等学校	12月11日
伊具高等学校	11月20日
加美農業高等学校	12月2日
小牛田農林高等学校	10月7日
南郷高等学校	10月7日
本吉響高等学校	10月29日

石巻工業高等学校

大河原商業高等学校

山元支援学校

金成支援学校

気仙沼支援学校

小松島支援学校

○警察本部

警察署

石巻警察署

気仙沼警察署

登米警察署

河北警察署

南三陸警察署

遠田警察署

若柳警察署

鳴子警察署

加美警察署

大河原警察署

白石警察署

角田警察署

亘理警察署

2 監査結果

平成26年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は以下のとおりであり、その他の懸念事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 仙台北県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

10月27日

11月16日

11月20日

11月19日

10月28日

11月6日

11月17日

10月28日

11月11日

12月25日

10月15日

11月24日

10月22日

11月20日

10月14日

12月25日

10月20日

11月12日

12月9日

<p>・H26年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>116,736,889円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>226,450,056円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>343,186,945円</td></tr> </table> <p>・H25年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>137,232,016円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>374,011,109円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>511,243,125円</td></tr> </table> <p>(2) 東部県税事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・H26年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>125,106,153円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>396,167,165円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>521,273,318円</td></tr> </table> <p>・H25年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>131,854,644円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>506,243,228円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>638,097,872円</td></tr> </table> <p>(3) 東部県税事務所登米地域事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・H26年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>42,707,069円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>144,382,907円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>187,089,976円</td></tr> </table> <p>・H25年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>80,399,219円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>117,170,662円</td></tr> </table>	現年度分	116,736,889円	過年度分	226,450,056円	合 計	343,186,945円	現年度分	137,232,016円	過年度分	374,011,109円	合 計	511,243,125円	現年度分	125,106,153円	過年度分	396,167,165円	合 計	521,273,318円	現年度分	131,854,644円	過年度分	506,243,228円	合 計	638,097,872円	現年度分	42,707,069円	過年度分	144,382,907円	合 計	187,089,976円	現年度分	80,399,219円	過年度分	117,170,662円	<p>合 計 197,569,881円</p> <p>(4) 保健環境センター</p> <p>貸金において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>臨時職員の貸金について、支給定日を過ぎて支給していたもの。</p> <p>・件数 4件</p> <p>・金額 259,742円</p> <p>(5) 仙台保健福祉事務所</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金償還金、生活保護扶助費返還金及び過誤払返納金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○母子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <p>・H26年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>6,331,290円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>42,580,317円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>48,911,607円</td></tr> </table> <p>・H25年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>5,777,476円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>42,927,586円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>48,705,062円</td></tr> </table> <p>○生活保護扶助費返還金</p> <p>・H26年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>13,619,606円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>29,348,902円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>42,968,508円</td></tr> </table> <p>・H25年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>9,126,522円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>22,377,576円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>31,504,098円</td></tr> </table> <p>○過誤払返納金(生活保護扶助費返納金等)</p> <p>・H26年度収入未済額</p>	現年度分	6,331,290円	過年度分	42,580,317円	合 計	48,911,607円	現年度分	5,777,476円	過年度分	42,927,586円	合 計	48,705,062円	現年度分	13,619,606円	過年度分	29,348,902円	合 計	42,968,508円	現年度分	9,126,522円	過年度分	22,377,576円	合 計	31,504,098円
現年度分	116,736,889円																																																										
過年度分	226,450,056円																																																										
合 計	343,186,945円																																																										
現年度分	137,232,016円																																																										
過年度分	374,011,109円																																																										
合 計	511,243,125円																																																										
現年度分	125,106,153円																																																										
過年度分	396,167,165円																																																										
合 計	521,273,318円																																																										
現年度分	131,854,644円																																																										
過年度分	506,243,228円																																																										
合 計	638,097,872円																																																										
現年度分	42,707,069円																																																										
過年度分	144,382,907円																																																										
合 計	187,089,976円																																																										
現年度分	80,399,219円																																																										
過年度分	117,170,662円																																																										
現年度分	6,331,290円																																																										
過年度分	42,580,317円																																																										
合 計	48,911,607円																																																										
現年度分	5,777,476円																																																										
過年度分	42,927,586円																																																										
合 計	48,705,062円																																																										
現年度分	13,619,606円																																																										
過年度分	29,348,902円																																																										
合 計	42,968,508円																																																										
現年度分	9,126,522円																																																										
過年度分	22,377,576円																																																										
合 計	31,504,098円																																																										

報 告 公 報 宮 城 県

現年度分 259,581円
 過年度分 870,489円
 合 計 1,130,070円

・H25年度収入未済額
 現年度分 548,361円
 過年度分 322,128円
 合 計 870,489円

(6) 北部保健福祉事務所栗原地域事務所
 母子寡婦福祉資金貸付金償還金において、調定遺漏が認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。

(内容)
 母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、年度末の未収金に係る調定を行わなかったもの。

・件数 1件
 ・調定遺漏金額 466,000円

(7) 東部保健福祉事務所
 母子寡婦福祉資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らるたい。

(内容)
 ○母子寡婦福祉資金貸付金償還金
 ・H26年度収入未済額

現年度分 2,682,225円
 過年度分 11,927,585円
 合 計 14,609,810円

・H25年度収入未済額
 現年度分 4,002,285円
 過年度分 9,735,890円
 合 計 13,738,175円

(8) 水産技術総合センター
 報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。
 (内容)
 非常勤職員の報酬について、支給定日を過ぎて支給していたもの。

・件数 1件
 ・金額 119,727円

(9) 仙台塩釜港湾事務所
 港湾施設使用料(水域占用料)の徴収において、督促を行わなかったため延滞金を徴収できなかったものが認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。

(内容)
 ・件数 1件
 ・調定金額 400,580円
 ・延滞金額 28,000円

○宮城県監査委員告示第15号
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき実施した「県立学校における契約事務について」に係る監査結果を別冊のとおり公表する。
 平成28年2月26日

宮城県監査委員 中 山 耕 一
 宮城県監査委員 坂 下 藤 賢
 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子
 宮城県監査委員 成 田 由 加 里